

物件事故の取扱要領について（通達）

〔最終改正 令和 8. 3. 4 例規交捜・地域第 7 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

物件交通事故の処理について、必要な事項を定めたもので、昭和45年1月1日から実施しています。

その内容は、

- 物件事故の処理基準
- 物件事故の立件基準
- 物件事故処理上の留意事項
- 物件事故事件の送致
- 物件事故から人身事故事件に移行した場合の措置

等です。